

住宅用防災機器の設置の義務付けについて

山口県防災危機管理課・建築指導課

消防法が改正され、平成18年6月1日から住宅等に「住宅用防災機器」を設置し維持することが義務付けられ、各市（組合）の火災予防条例で設置・維持の基準が定められました。

1 法令、条例の概要

(1) 設置義務の対象となる住宅等

すべての住宅が対象です。

住宅であれば、一戸建ての住宅、共同住宅の他、事業を行う用途（店舗等）に併設された住居部分や、寄宿舍、下宿等も対象になります。

新築の住宅に限らず、既存の住宅も対象になりますが、既存の住宅について、山口県においては平成23年5月31日までに設置すればよいことになっています。

(2) 設置が必要となる時期

ア 新築の住宅の場合

新築の場合は、平成18年6月1日以降に着工する住宅に設置が必要です。

イ 既存の住宅の場合

平成18年6月1日において、現に存する住宅及び新築、改築等の工事中の住宅については平成23年5月31日までに設置する必要があります。

平成18年6月1日以降に、既存住宅に増築する場合には既存部分、増築部分ともに平成23年5月31日までに設置する必要があります。

(3) 設置すべき住宅用防災機器

住宅用防災機器とは、煙を早期に感知して、音声や警報音で火災を警報する機器で、総務省令（平成17年1月25日総務省令第11号）で定める技術上の規格に適合する以下のものをいいます。

設置すべき住宅用防災機器、取り付け位置、維持管理等に係る規定等の詳細については各市（組合）火災予防条例をご覧ください。

ア 住宅用防災警報器 感知部、警報部が一体となった単体タイプの警報器です。

感知方式と設置できる場所

感知方式による住宅用防災警報器の種別		設置できる場所 (①等の番号は(5)設置場所参照)
煙を感知するもの	光電式住宅用防災警報器	①～⑤のすべてに設置可能
	イオン化式住宅用防災警報器	⑤のみに設置可能
(参考) 熱を感知するもの	定温式住宅用火災警報器 (住宅用防災警報器ではありません。)	設置不可(※)

※台所等に自主的に設置する場合にはこの火災警報器が適しています。

イ 住宅用防災報知設備 感知器、受信機、中継器等から構成されるシステムタイプの警報設備です。

感知器の種類と設置できる場所

感知器の種別		設置できる場所 (①等の番号は(5)設置場所参照)
煙を感知するもの	光電式スポット型感知器	①～⑤のすべてに設置可能
	イオン化式スポット型感知器	⑤のみに設置可能
(参考) 熱を感知するもの	定温式スポット型感知器等	設置不可(※)

※台所等に自主的に設置する場合にはこの感知器が適しています。

(4) 住宅用防災機器の規格の確認方法

住宅用防災機器は、総務省令（平成17年1月25日総務省令第11号）で定める技術上の規格に適合している必要があり、この規格に適合することを第三者が確認した場合には、その旨及び当該第三者の名称を記載することとされています。

現在、第三者機関としては、日本消防検定協会が該当します。日本消防検定協会が規格を確認した住宅用防災機器には、NSマークが貼り付けてありますので、機器選びの参考としてください。



NSマーク（日本消防検定協会ホームページから転載）

住宅用火災警報器と住宅用防災警報器

住宅用火災警報器とは、住宅の中の火災を感知しその場で警報を鳴動させる機能を有する警報器の全般を包含する名称です。一方、住宅用防災警報器は、住宅用火災警報器のうち、消防法上で設置すべきとされた煙式の住宅用火災警報器を称するものです。

住宅用自動火災報知設備と住宅用防災報知設備との関係も同様です。

住宅用防災警報器の電源方式

住宅用防災警報器の電源方式には、外部電源方式と電池方式とがありますが、どちらも使用することが可能です。

- 外部電源方式：警報器の電源が、電池以外から供給される方式を外部電源方式といいます。

住宅用防災警報器の電源は、分電盤との間に開閉器（スイッチ）が設けられていない配線からとる必要があります。

- 電池方式：警報器の電源に電池を用いる方式を電池方式といいます。

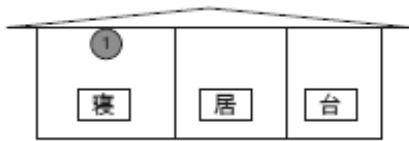
電池方式のものには電池がなくなりかけた旨の警報（音又は光）を発する機能があります。

(5) 住宅用防災機器の設置場所

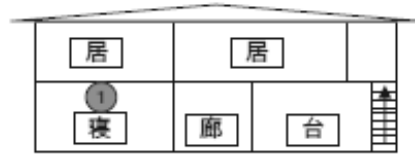
住宅用防災警報器又は住宅用防災放置設備の感知器は以下①から⑤の場所に設置します。

- ① 就寝の用に供する居室（以下、寝室とする）
- ② 寝室が存する階の階段上部（寝室が避難階の場合を除く。）
- ③ 寝室が存する階から2階下の階の階段上部（寝室の1階下の階の階段に住宅用防災警報器等が設置されている場合を除く。）
- ④ 寝室が存する階（避難階に限る。）から2以上うえにある階に居室がある場合のその最上階の階段上部
- ⑤ ①から④までに該当しない階で7㎡以上の居室が5以上ある階の廊下（廊下が存しない場合は階段）

①の場合

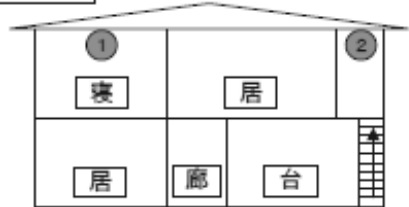


(平屋建住宅の例)

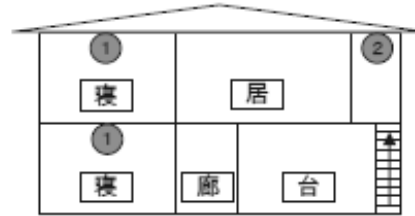


(寝室が1階に一室のみの例)

②の場合

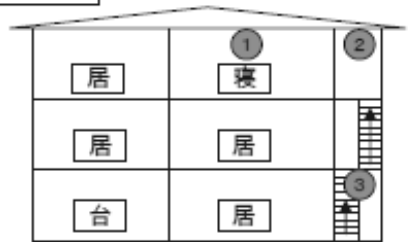


(寝室が2階に一室のみの例)



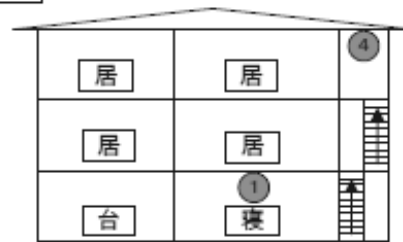
(寝室が1・2階に各一室のみの例)

③の場合



(寝室が3階に一室のみの例)

④の場合



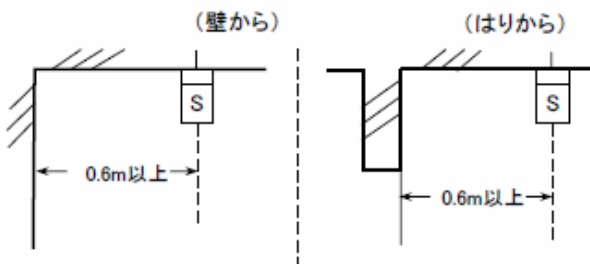
(寝室が1階に一室のみの例)

凡例

● 警報器又は感知器 寝 寝室 居 居室 台 台所 廊 廊下

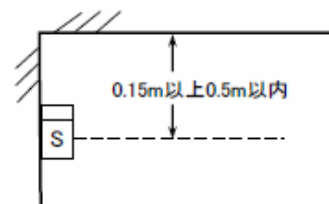
天井に設置する場合

※ 壁又ははりから0.6メートル以上離れた位置に設置する



壁に設置する場合

※ 天井から0.15メートル以上0.5メートル以内の位置にある壁



※ 天井・壁ともに換気扇やエアコンの吹き出し口からは1.5メートル以上離すこと

(6) 維持管理の規定、その他

- ア 電池方式のものは、電池切れの警報が出た場合に、交換する必要があります。
- イ 住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の感知器の交換期限がきたら交換する必要があります。（自動試験機能が付加されている機器は、機能の異常を示す表示又は警報が発せられた場合に交換する必要があります。）
- ウ 自動火災報知設備又はスプリンクラー設備等が法令の基準に従って設置されている場合は、住宅用防災警報器等の設置の必要はありません。

2 建築確認申請、完了検査申請の手続き

「住宅用防災機器」の設置を義務付けた消防法第9条の2は、建築基準関係規定ですので、建築確認における審査及び完了検査の対象となります。

住宅等の建築確認、完了検査を申請される際には、以下のとおり取り扱いますので、ご協力をお願いします。民間の機関（指定確認検査機関）に申請される場合も同様です。

なお、この取り扱いは、平成18年国土交通省令第67号（平成18年6月1日施行）により、建築基準法施行規則に規定されています。

(1) 建築確認申請

建築確認申請書の「各階平面図」について以下の記入をお願いします。

- ア 寝室として使用される室には「寝室」と記入してください。
例)「洋室(1)」が寝室として使用される場合には「洋室(1) (寝室)」と記入
- イ 住宅用防災機器の位置及び種類を記入してください。
- ウ 住宅用防災機器が「平成17年総務省令第11号適合品」又は「NSマーク適合品」であることを記入してください。

(2) 完了検査申請

完了検査申請書の第4面「工事監理の状況」の備考欄に住宅用防災機器の位置、種類についての監理の状況を記載してください。

記載例

(第四面)

工事監理の状況

	確認を行った 部位・材料の種 類等	照合内容	照合を行った 設計図書	設計図書の内 容について設 計者に確認し た事項	照合方法	照合結果 (不適の場合 には建築主に 対して行った 報告の内容)
			(略)			
備考	住宅用防災 機器	設置位置 種類	平面図	無し	受け入れ時の 製品確認及び 取り付け時に 現場で確認	適

3 問い合わせ先等

(1) 住宅用防災機器に関する問い合わせ先

(管轄地域)

下関市消防局予防課	0832-33-9113	下関市
宇部市消防本部予防課	0836-21-6114	宇部市、山口市の一部(旧阿知須町)
山口市消防本部予防課	083-932-2601	山口市(旧徳地・秋穂・阿知須町を除く)、阿東町
萩市消防本部予防課	0838-25-2798	萩市、阿武町
防府市消防本部予防課	0835-23-9903	防府市、山口市の一部(旧徳地・秋穂町)
下松市消防本部予防課	0833-45-1882	下松市
岩国地区消防本部予防課	0827-22-1320	岩国市、和木町
光地区消防本部予防課	0833-74-5602	光市、田布施町、周南市の一部(旧熊毛町)
長門市消防本部予防課	0837-22-5297	長門市
柳井地区消防本部予防課	0820-23-7774	柳井市、周防大島町、平生町、上関町
美祢地区消防本部予防課	0837-52-2286	美祢市、美東町、秋芳町
周南市消防本部予防課	0834-22-8772	周南市(旧熊毛町を除く)
山陽小野田市消防本部予防課	0836-83-3556	山陽小野田市

住宅防火対策推進協議会 <http://www.jubo.go.jp/index2.html> 《ホームページ》

住宅用火災警報器相談室 0120-565-911 《フリーダイヤル》

(2) その他参考となるホームページ等

日本消防検定協会 <http://www.jfeii.or.jp> 《ホームページ》

関係法令、通達や、用語解説、設置箇所の説明などが掲載されています。

(ページの右上の「住宅用火災警報器」のバナーをクリックすると関係のページに入れます。)

社団法人日本火災報知機工業会 <http://www.kaho.or.jp> 《ホームページ》

住宅用防災機器の種類、販売店、全国の条例による取付け箇所の一覧、設置箇所の説明などが掲載されています。

(ページの左の「住宅用火災警報器」のバナーをクリックすると関係のページに入れます。)

悪質な訪問販売等の業者にご注意を！

住宅用防災機器の設置が義務化されたことにより、訪問販売等の悪質な業者によるトラブルが発生しています。

高齢者の方で、特にひとり暮らしの方を狙った訪問販売や電話による勧誘により、商品購入やサービスへの契約を迫られるケースが多く、また、あたかも消防署員のような服装や言動で訪問し、勧誘する業者がいます。

消防署や消防団が住宅用防災機器などを売り歩くことはありません。また、特定業者に販売を委託することはありません。

(火災警報器はクーリングオフの対象です。)